

## 配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度の導入について（案）

### I 趣旨

仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援するとともに、有為な職員の継続的な勤務を確保し、公務への円滑な復帰に資する環境整備として、休業を取得する職員と組織の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員法に基づく配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度を導入する。

### II 内容

配偶者同行休業に伴う代替職員（任期付採用職員及び臨時的任用職員）の任用制度及び給与制度について、以下のとおり定める。

#### 1 任期付採用

##### (1) 制度の導入

制度を必要とする区が導入できることとする。

##### (2) 採用することができる場合

以下のいずれも満たす場合とする。

ア 配偶者同行休業の取得又は期間延長の申請があった場合

イ 職員の配置換えその他の方法では配偶者同行休業を申請した職員の業務処理が困難であると任命権者が認める場合

##### (3) 任期

配偶者同行休業の申請期間を限度として、各区で定める。

##### (4) 採用する職種

各区で定める。

##### (5) 採用する職務の級

1級職とする。

(6) **職務分類基準**

現行の職務分類基準を適用する。

(7) **採用の方法**

人事委員会からの委任を受けた任命権者の選考による。

(8) **採用資格基準**

原則として、現行の採用資格基準を適用する。ただし、年齢の上限は適用しない。

(9) **選考の方法**

書類審査、面接その他任命権者が必要と認める方法とする。

(10) **昇任・転職・人事交流**

対象としない。

(11) **給与**

任期の定めのない職員と同様とする。ただし、昇格は実施しない。

## 2 臨時的任用

(1) **制度の導入**

制度を必要とする区が導入できることとする。

(2) **任用することができる場合**

任期付採用と同様とする。

(3) **任期**

配偶者同行休業の申請期間内において、1年を超えない期間とする。

(4) **給与**

任期の定めのない職員と同様とする。ただし、昇格・昇給は実施しない。

### Ⅲ 適用時期

令和6年度からとする。